6　新課徴金府令第一条の規定（法第百七十二条の二第六項に係る部分に限る。）は、施行日以後に開始する同項に規定する募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について適用し、施行日前に開始した同項に規定する募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為については、なお従前の例による。

7　新課徴金府令第一条の規定（法第百七十二条の九に係る部分に限る。）は、施行日以後に開始する法第百七十二条の九に規定する特定勧誘等について適用し、施行日前に開始した同条に規定する特定勧誘等については、なお従前の例による。

8　新課徴金府令第一条の規定（法第百七十二条の十に係る部分に限る。）は、施行日以後に開始する法第百七十二条の十第一項に規定する特定勧誘等又は同条第二項に規定する特定売付け勧誘等により有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について適用し、施行日前に開始した同条第一項に規定する特定勧誘等又は同条第二項に規定する特定売付け勧誘等により有価証券を取得させ、又は売り付ける行為については、なお従前の例による。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この府令の施行の際現に運用財産（法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産であって、法第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務に係るものに限る。）の運用を行っている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）については、その行う投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業であって、当該運用財産の運用を行う業務に限る。）に関しては、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、第十三条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第一項（第八号の二に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。ただし、当該運用財産に関し同号に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。

2　第十三条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号及び別紙様式第十五号の二は、平成二十七年四月一日以後に提出する事業報告書及び公衆の縦覧に供する説明書類について適用し、同日前に提出する事業報告書及び公衆の縦覧に供する説明書類については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号中「第六十九条の二第三項本文（同法）の下に「第百二十一条及び」を、「第百六十七条第三項本文（同法）」の下に「第二百四十七条の三第一項及び」を加える。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

○内閣府令第二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行及び金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百四十六号）の施行に伴い、社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　谷垣　禎一

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二　受益証券発行信託の受益権の振替（第十条の二―第十条の八）」を「第二章の二　地方債等の振替（第十条の二―第十条の十一）」に改める。

第二条中「第百六十五条第六項（法）」の下に「第二百四十七条の三第一項、」を加える。

第三条第二項から第十一項までを削る。

第二章の二中第十条の八を第十条の十八とし、同章中第十条の二から第十条の七までを十条ずつ繰り下げ、同章を第二章の三とし、第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　地方債等の振替

（地方債に関する社債に係る規定の準用）

第十条の二　第三条（第一号リ及び第二号を除く。）の規定は、法第百十三条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替地方債」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、同号ト中「会社が合同して」とあるのは「地方財政法第五条の七の規定により」と読み替えるものとする。

（投資法人債に関する社債に係る規定の準用）

第十条の三　第三条（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百十五条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、同号ロ中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と、同条第二号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、「、ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。